

## 国土交通省大臣官房官庁営繕部総合評価委員会 設立趣旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。また、公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を受け、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号）が施行され、同年8月26日には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であるとされている。

また、基本方針において、技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要であるとされ、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くこととされている。

よって、国土交通省官庁営繕部の実施する総合評価落札方式について、中立かつ公正な立場から審議を行う第三者機関として、「国土交通省官庁営繕部総合評価委員会」を設立するものである。

平成18年9月1日

### <参照>

○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について  
（平成17年8月26日閣議決定）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。